



# 島根県報

平成23年10月18日（火）

号外 第 179 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【条 例】

島根県県税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	4
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（医 療 政 策 課）	6
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	10
島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例	（保 健 体 育 課）	12

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第29号）

#### 1 条例の概要

- (1) 租税特別措置法の改正に伴う規定の整理（第10条関係）
- (2) 天災その他これに類する災害により事業用資産に損害を受けた者等について、法人の県民税を減免することができることとした。（第13条の2関係）
- (3) 帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかったゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対する罰金額の上限額を50万円に引き上げることとした。（第74条関係）
- (4) 納税管理人の申告を正当な理由がなくてしなかった者等に対する過料の上限額を10万円に引き上げることとした。（第75条関係）
- (5) たばこ税の申告納付に係る申告書を提出期限までに正当な理由がなくて提出しなかった者は、10万円以下の過料に処することとした。（第75条第5号関係）
- (6) 自動車取得税の申告納付に係る申告書を提出期限までに正当な理由がなくて提出しなかった者は、10万円以下の過料に処することとした。（第75条第6号関係）
- (7) 県民税の法人税割の超過課税の適用期限を平成29年3月31日まで5年間延長することとした。（附則第7項関係）
- (8) 引用する条項の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(3)から(6)までについては、平成24年1月1日から施行することとした。

### ◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

#### 1 条例の概要

- (1) 特定診療科医師育成支援資金に係る返還免除の規定の追加（第2条関係）

##### ア 貸付金の種類

将来指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事しようとする臨床研修医に対して貸し付けた資金

##### イ 免除の条件及び範囲

- (ア) 臨床研修を修了した日の属する月の翌月に指定医療機関の特定診療科において医師の業務に就き、かつ、引き続き5年間（指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間（以下「指定特定診療科以外従事期間」という。）及び特定地域医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間（以下「特定地域特定診療科以外従事期間」という。）が通算して6月以上となる場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めたとときにおける当該6月以上となる期間（以下「猶予期間」という。）を除く。）指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事（指定特定診療科以外従事期間及び特定地域特定診療科以外従事期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定特定診療科以外従事期間は指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の特定診療科において、特定地域特定診療科以外従事期間は特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものとみなす。）（特定地域医療機関の特定診療科において2年間（特定地域特定診療科以外従事期間のうち特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものとみなされる期間を除く期間（以下「特定猶予期間」という。）を除く。）以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。

##### 債務の全部

- (イ) 医師の業務の従事期間中又は猶予期間中若しくは特定猶予期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又

は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。

債務の全部

(ウ) 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。

債務の全部又は一部

(2) その他規定の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第31号）

#### 1 条例の概要

サービス付き高齢者向け住宅の登録及び登録の更新に係る手数料の新設（別表64の3の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
サービス付き高齢者向け住宅の登録又は登録の更新を受けようとする者	
(1) 住宅の戸数が10戸以下の場合	23,000円
(2) 住宅の戸数が11戸以上20戸以下の場合	26,000円
(3) 住宅の戸数が21戸以上30戸以下の場合	30,000円
(4) 住宅の戸数が31戸以上40戸以下の場合	33,000円
(5) 住宅の戸数が41戸以上50戸以下の場合	36,000円
(6) 住宅の戸数が51戸以上70戸以下の場合	43,000円
(7) 住宅の戸数が71戸以上100戸以下の場合	54,000円
(8) 住宅の戸数が101戸以上の場合	64,000円

#### 2 施行期日

平成23年10月20日から施行することとした。

### ◇島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

#### 1 条例の概要

(1) 審議会の名称を島根県スポーツ推進審議会に改めることとした。（第1条関係）

(2) 条例の題名を島根県スポーツ推進審議会条例に改めることとした。

(3) その他規定の整備

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 29 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号中「第20条第 4 号」を「第13条の 2 第 2 号、第20条第 4 号」に改める。

第10条第 1 項第 3 号中「第41条の18の 3 の規定により特定寄附金とみなされる支出金」を「第41条の18の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に改める。

第13条の次に次の 1 条を加える。

（法人の県民税の減免）

第13条の 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その者が知事が定める期限までに申請した場合には、法人の県民税を減免することができる。

- (1) 天災その他これに類する災害により事業用資産に損害を受けた者
- (2) その他知事が特別の事情があると認める者

第24条第 2 項中「第73条の25第 1 項」の次に「（法附則第11条の 4 第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）」を加え、「、第 4 項、第 6 項、第 8 項、第10項及び第12項並びに法第73条の27の 7 第 3 項」を「及び法第73条の27の 6 第 2 項」に改め、「（法第73条の27の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）」を削る。

第26条第 3 号中「第73条の14第 8 項」を「第73条の14第 6 項」に改める。

第28条第 3 項第 1 号ア中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第 6 条第 1 項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第 1 項」に改める。

第74条第 1 項中「10万円」を「50万円」に改める。

第75条中「3 万円」を「10万円」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (5) 法第74条の10第 1 項から第 3 項までの規定による申告書をこれらの項に規

定する申告書の提出期限までに正当な理由がなくて提出しなかった者

- (6) 法第122条第 1 項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに正当な理由がなくて提出しなかった者

附則第 7 項中「平成24年 3 月31日」を「平成29年 3 月31日」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第 1 項第 3 号、第74条第 1 項及び第75条の改正規定は、平成24年 1 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例第13条の 2 第 1 号の規定は、平成23年 3 月11日以後に発生した天災その他これに類する災害に係る法人の県民税の減免について適用する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 30 号

#### 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表特定診療科医師緊急養成奨学金の項中「この項において同じ」を「同じ」に改め、同表研修医研修支援資金の項中「この項において同じ。）又は」を「同じ。）又は」に改め、同項の次に次のように加える。

特定診療科医師育成支援資金	県内の医療機関の医師の確保及び充実に資するため、将来指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事しようとする臨床研修医に対して貸し付けた資金	1 臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関の特定診療科において医師の業務に就き、かつ、引き続いて 5 年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事することができなかった期間（指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医	債務の全部
---------------	--	---	-------

師の業務に従事する期間  
(以下この項において「指定特定診療科以外従事期間」という。)及び特定地域医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間(以下この項において「特定地域特定診療科以外従事期間」という。)(特定地域医療機関の長の指示により指定医療機関(特定地域医療機関を除く。)の特定診療科において医師の業務に従事する期間のうち、やむを得ない事由があると知事が認めた期間は、特定地域特定診療科以外従事期間とみなす。)が通算して6月以上となる場合であって、指定特定診療科以外従事期間及び特定地域特定診療科以外従事期間が通算して6月以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該

6 月以上となる期間（以下この項において「猶予期間」という。）を含む。）を除く。）指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事（指定特定診療科以外従事期間及び特定地域特定診療科以外従事期間のうち通算して 6 月未満までの期間に限り、指定特定診療科以外従事期間は指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の特定診療科において、特定地域特定診療科以外従事期間は特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものとみなす。）（特定地域医療機関の特定診療科において 2 年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事することができなかった期間（特定地域特定診療科以外従事期間のうち特定地域医療機関の

		<p>特定診療科において医師の業務に従事したものとみなされる期間を除く期間（以下この項において「特定猶予期間」という。）を含む。）を除く。）以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。</p> <p>2 前号に規定する従事期間中又は前号の猶予期間中若しくは特定猶予期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p>	
		<p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部 又は一部</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 31 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表64の 2 の項の次に次の 1 項を加える。

64の 3 高 齢者の居 住の安定 確保に関 する法律 関係手数 料	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13年法律第26号）第 5 条第 1 項の規定に基づく サービス付き高齢者向け住宅（以下この項にお いて「住宅」という。）の登録又は同条第 2 項 の規定に基づく住宅の登録の更新を受けようと する者	
	ア 登録又は登録の更新を受けようとする住 宅の戸数が10戸以下の場合	23,000円
	イ 登録又は登録の更新を受けようとする住 宅の戸数が11戸以上20戸以下の場合	26,000円
	ウ 登録又は登録の更新を受けようとする住 宅の戸数が21戸以上30戸以下の場合	30,000円
	エ 登録又は登録の更新を受けようとする住 宅の戸数が31戸以上40戸以下の場合	33,000円
	オ 登録又は登録の更新を受けようとする住 宅の戸数が41戸以上50戸以下の場合	36,000円
	カ 登録又は登録の更新を受けようとする住 宅の戸数が51戸以上70戸以下の場合	43,000円
	キ 登録又は登録の更新を受けようとする住 宅の戸数が71戸以上100戸以下の場合	54,000円

	ク 登録又は登録の更新を受けようとする住宅の戸数が101戸以上の場合	64,000円
--	------------------------------------	---------

## 附 則

この条例は、平成23年10月20日から施行する。

島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 10 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 32 号

島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例（昭和37年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県スポーツ推進審議会条例

第 3 条を第 5 条とする。

第 2 条第 2 項中「再任する」を「再任される」に改め、同条を第 4 条とする。

第 1 条第 1 項を次のように改める。

審議会の委員の定数は、14人以内とする。

第 1 条第 2 項中「調査審議する」を「調査審議させる」に改め、同条を第 2 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（任命）

第 3 条 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事の意見を聴いて教育委員会が任命する。

第 1 条として次の 1 条を加える。

（設置）

第 1 条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、島根県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。